

安心して
働きたい！



令和
7年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2月 ~ 7.10木

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和7年度の労災保険率等について

～令和6年度と同率です～

令和7年度の労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率は以下のとおりです（令和6年度と同率）。

1. 労災保険率

事業の種類の分類	番号	事業の種類	労 災 保 険 率
林業	02・03	林業	52/1,000
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く）	18/1,000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37/1,000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く）又は石灰石鉱業	88/1,000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13/1,000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5/1,000
	25	採石業	37/1,000
	26	その他の鉱業	26/1,000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34/1,000
	32	道路新設事業	11/1,000
	33	舗装工事	9/1,000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9/1,000
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	9.5/1,000
	38	既設建築物設備工事業	12/1,000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6/1,000
	37	その他の建設事業	15/1,000
製造業	41	食料品製造業	5.5/1,000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4/1,000
	44	木材又は木製品製造業	13/1,000
	45	パルプ又は紙製造業	7/1,000
	46	印刷又は製本業	3.5/1,000
	47	化学工業	4.5/1,000
	48	ガラス又はセメント製造業	6/1,000
	66	コンクリート製造業	13/1,000
	62	陶磁器製品製造業	17/1,000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23/1,000
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く）	6.5/1,000
	51	非鉄金属精錬業	7/1,000
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く）	5/1,000
	53	鋳物業	16/1,000
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く）	9/1,000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めっき業を除く）	6.5/1,000
	55	めっき業	6.5/1,000
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く）	5/1,000
	57	電気機械器具製造業	3/1,000
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く）	4/1,000
	59	船舶製造又は修理業	23/1,000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く）	2.5/1,000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5/1,000
	61	その他の製造業	6/1,000
運輸業	71	交通運輸事業	4/1,000
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く）	8.5/1,000
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く）	9/1,000
	74	港湾荷役業	12/1,000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3/1,000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13/1,000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13/1,000
	93	ビルメンテナンス業	6/1,000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5/1,000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5/1,000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3/1,000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5/1,000
	94	その他の各種事業	3/1,000
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	42/1,000



2. 労務費率

請負による建設事業において、賃金総額を正確に把握することが困難な場合に保険料の算定に使用する労務費率は、以下のとおりです。

事業の種類の分類	番号	事業の種類	請負金額に乘ずる率
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%
	32	道路新設事業	19%
	33	舗装工事業	17%
	34	鉄道又は軌道新設事業	19%
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	23%
	38	既設建築物設備工事業	23%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの その他のもの
	37	その他の建設事業	23%

3. 第2種特別加入保険料率

フリーランス法の改正に伴い徴収則が改正され、特12に特定フリーランス事業が追加されました。

事業又は作業の種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率
特1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11/1,000
特2	労災則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17/1,000
特3	労災則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45/1,000
特4	労災則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52/1,000
特5	労災則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6/1,000
特6	労災則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14/1,000
特7	労災則第46条の17第7号の事業（船員法第1条に規定する船員が行う事業）	48/1,000
特8	労災則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3/1,000
特9	労災則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者）	3/1,000
特10	労災則第46条の17第10号の事業（あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3/1,000
特11	労災則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3/1,000
特12	労災則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3/1,000
特13	労災則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3/1,000
特14	労災則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3/1,000
特15	労災則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14/1,000
特16	労災則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5/1,000
特17	労災則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17/1,000
特18	労災則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3/1,000
特19	労災則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18/1,000
特20	労災則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3/1,000
特21	労災則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9/1,000
特22	労災則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3/1,000
特23	労災則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5/1,000
特24	労災則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3/1,000
特25	労災則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3/1,000
特26	労災則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3/1,000

なお、第3種特別加入保険料率（海外で行われる事業に派遣される労働者等）はこれまでと同様 **3/1,000**です。

ご不明な点は、お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ：労働保険制度（制度紹介・手続き案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html

厚生労働省 労働保険制度

検索

または二次元コードから ▶

